

○ 2024(令和6)年度 入学料免除・徴収猶予について

1. 出願資格

次のいずれかに該当する者が対象です。私費外国人留学生については日本国内の状況が対象であり、母国の状況は申請資格に該当しません。

- 1) 本学大学院に入学する者で、経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- 2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、学生もしくは学生の学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納入が著しく困難と認められるとき。
- 3) 以下の激甚災害により学生もしくは学生の学資負担者が被災し、入学料の納入が著しく困難と認められるとき。
<対象激甚災害> 2020(令和2)年7月豪雨 2024(令和6)年能登半島地震
- 4) その他、1)・2)・3)に準ずるもので、総長が相当と認めるとき。
※入学料免除・徴収猶予申請前及び申請結果通知前に納入した入学料は返還できませんのでご注意ください。
(G30プログラムの入学料を除く)

2. 入学料免除額について

申請者について選考のうえ、入学料の全額または半額を免除するものです。ただし、近年は半額免除のみの許可となっています。申請結果が半額免除または不許可となった場合、告知の日から起算して20日以内に入学料を納入しなければなりません。

3. 徴収猶予について

申請者について選考のうえ、入学料の納入を2月末日まで猶予するものです。入学料の納入を免除するのではなく、2月末日までに必ず入学料を納入しなければなりません。

4. 入学料免除と徴収猶予

申請書類一式で、入学料免除と徴収猶予を併せて申請することができます。

徴収猶予を併せて申請しておく、免除申請の結果が半額免除または不許可となった場合でも、徴収猶予が認められた場合は、入学料の納入は2月末日まで猶予されます。

5. 提出書類について

名古屋大学ホームページから「名古屋大学入学料免除・徴収猶予申請書【大学院生・私費外国人留学生用】」をプリントアウトしてください。

様式の掲載箇所 教育・学生支援 > 経済支援(授業料等免除・奨学金) > 入学料免除及び徴収猶予「申請手続き」

6. 提出書類の受付について

9月4日(水)～9月17日(火)の入学手続時に受け付けます。

7. 入学後の手続きについて

入学後に授業料免除学生申込システムを通して手続きし、本システムで表示される書類を提出してください。これにより、授業料免除も申請できます。

本システムについては、次ページの「11. 授業料免除学生申込システムの利用について」を確認してください。授業料免除申請手続きが完了しなかった場合、入学料免除・徴収猶予申請と授業料免除申請は不許可となります。

8. 結果通知

入学後に利用可能となる「教務システム」の「あなた宛のお知らせ」にて、12月上旬に通知予定です。

9. その他

免除等申請書類が受理された場合は、免除等の可否が決定されるまでの間、入学料の納入が猶予されます。

免除申請結果が半額免除または不許可となった場合、告知の日から起算して20日以内に所定額の入学料を納めないと、除籍になります。ただし、免除申請時に徴収猶予を併せて申請し、徴収猶予が認められた場合、入学料の納入期限は2月末日まで猶予されます(この場合も2月末日までに入学料を納めない時は同様に除籍となります)。

◎ 書類提出先：入学予定の研究科教務担当窓口

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

名古屋大学文系教務課 統括・学生支援グループ TEL 052-789-5020

E-mail bun-shien@t.mail.nagoya-u.ac.jp

○ 2024(令和6)年度後期授業料免除について

申請者について選考のうえ、授業料の全額または半額を免除するものです。授業料免除の申請は、後期に申請した場合、後期分の授業料のみ免除の対象となります。次年度の授業料免除を希望する場合は、前期に再度申請してください。2025年度前期の申請情報詳細は2025年2月上旬に公開予定です。

10. 出願資格

次のいずれかに該当する者が対象です。私費外国人留学生については日本国内の状況が対象で、母国の状況は申請資格に該当しません。

- 1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- 2) 入学前1年以内において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、または学生もしくは学生の学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められるとき。
- 3) 以下の激甚災害により学生もしくは学生の学資負担者が被災し、授業料の納入が著しく困難と認められるとき。
<対象激甚災害> 2020(令和2)年7月豪雨 2024(令和6)年能登半島地震
- 4) その他、1)・2)・3)に準ずるもので、総長が相当と認めるとき。

11. 授業料免除学生申込システムの利用について

授業料免除申請の手続きは、授業料免除学生申込システムを通して行い、本システムで表示される書類を提出することで完了します。

次の利用可能期間内に手続きを行い、「13.提出書類の受付について」記載の期限までに書類を提出してください。

授業料免除学生申込システム利用可能期間：10月12日(土)～10月25日(金) 正午(日本時間)

※上記利用可能期間外の申請は受け付けません。

※本システムは、入学後ご利用可能となる名古屋大学ポータルからリンクしています。

【名古屋大学ポータル > ダッシュボード > 事務手続 > 学生支援 内】

※本システム入力完了時に提出が必要な書類が表示されます。官公庁発行の書類や父母に関する書類が必要となりますので、申請期間に関わらず早めに申請を行ってください。

※名大ポータル及び本システムへのログインには、機構アカウントと機構アカウントパスワードの入力が必要です。

「機構アカウントのセットアップ」と「新入生情報セキュリティ研修」を完了後、10月12日(土)以降に本システムへログインを行ってください。

学内進学の場合、機構アカウントは変更ありません。

12. 提出書類について

授業料免除学生申込システム入力完了時に表示される書類を確認し、必要な書類を提出してください。

・様式各種は、本システムの「申請内容印刷へ」からプリントアウトしてください。

・別紙各種は、【名古屋大学ポータル>ダッシュボード>事務手続>学生支援 内「提出書類」】からプリントアウトをしてください。

13. 提出書類の受付について

申請書類の提出は学生支援課窓口(予約不要)、郵送(特定記録・レターパック等記録の残る方法)にて受付けます。学生支援課の開室時間は平日の9時～17時です。**書類提出期限：10月25日(金) [必着]**

14. 結果通知

入学後に利用可能となる「教務システム」の「あなた宛のお知らせ」にて通知します(12月中旬に通知予定)。

15. その他

免除等申請書類が受理された場合は、免除等の可否が決定されるまでの間、授業料の納入が猶予されます。免除申請結果が全額免除以外の場合、結果通知の際お知らせする口座振替日に、ご登録の口座から引き落とされます。

◎ 問い合わせ先・授業料免除申請書類の提出先：学生支援課(平日9時～17時開室)

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町(東山キャンパス MAP D3 ⑥)

名古屋大学教育推進部 学生支援課 授業料免除担当 行(※封筒表面に「授業料免除申請書類 在中」と朱書きしてください)

E-mail : shien-menjo@t.mail.nagoya-u.ac.jp